

岩手県福祉サービス第三者評価の結果

1 第三者評価機関

名 称	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会	認証番号	第2号
所在地	盛岡市三本柳 8-1-3	評価実施期間	平成23年12月12日～平成24年3月26日

2 事業者情報

事業者名称（施設名）：みちのくみどり学園	種別：児童養護施設
代表者氏名：会長 藤澤 昇 管 理 者：園長 藤澤 昇	開設年月日 昭和32年4月1日
設置主体：社会福祉法人 岩手愛児会 経営主体：社会福祉法人 岩手愛児会	定員（利用人員）80名
法人所在地： 盛岡市上田字松屋敷11-14 TEL： 019-662-5656（代） FAX：019-663-2601	
事業所：盛岡市上田字松屋敷11-14 TEL：019-663-3171 FAX：019-663-3171	

3 総評

◇ 特に評価の高い点

○事業所が有する機能を地域に提供する積極的な取組

広報紙「学園だより」を小中学校、町内会、民生児童委員等に配布し施設の専門機能の情報提供に努めている。「子どものふつうを考える福祉と教育と医療の会」に参画し、地域社会に対する働きかけを強めている。

映画「葦牙」の撮影に協力し、児童養護施設や子どもが置かれている状況を社会に知らせる活動は、特筆されるソーシャルアクションである。子どもが取組む野岳太鼓の成果をイベント等で披露しているほか、施設長や職員は他団体の要請により講師対応も行うなど、施設の機能を広く社会に提供する取組を積極的に行っている。

◇ 改善が求められる点

○個々のサービスの標準的な実施方法の確立

プライバシー保護マニュアル、危機管理マニュアル等、職場の共通マニュアルが徐々に整備されているが、子どもへの支援に関する標準的な実施方法、すなわち当施設におけるグループケアの方法（年齢等に応じた食事、学習、排せつ、整容等の基本的な支援方針や約束事）などの要領が文書化されていない。実際は、長年培った実施方法があり、ベテラン職員の身体に染みついているので、実態としてはサービス実施方法は確立され、現場で起きている様々な問題も対処され、支援場面で困ることはないが、職務内容の改善を図るためにも、まず基礎的、標準的な方法論の文書化が求められる。

4 第三者評価結果に対する事業者のコメント

平成24年度の本園の運営方針として、基本方針に「国が初めて示した児童養護施設運営指針について、それのその後に示される手引き書（指針解説書）を基に私たちが日々実践している養育・ケアに整合性を持

たせ、より質の高い児童養護施設の運営に心がけ、社会に対してその任を果たしたい」としました。

今回の受審は平成20年度から3回目であり、法人内に第三者評価委員会を設置して課題の改善に取組み、その結果を今年は特に運営方針に活かすことができました。

今回の受審の受け止め方は、子ども達個々の援助計画の生命線である「自立支援計画の策定」について、私たち職員の幅広いチーム体制で意図する取り組みが評価され現場の志気が上がりました。また、記録映画「葦牙」はプロの監督に施設を全面公開し作成しました。これは、被虐待児が施設の中で多くの専門家から否定されている集団での「育ちあい」をあえて映像化したものです。

一方子どもの権利擁護という点では、35年目の大舎制の施設の老朽化・狭隘化・過密化のハード面の課題があり、そのことの子どもたちの率直な意見を受け止める事が出来ました。また、基本理念を掲げているが、それが個々の子ども達や家族にどのように理解・浸透しているのか判明できないとの指摘がありました。それはこれらの真摯な第三者評価に対して私たちがそれをどのように受け止め、その結果として利用者に対する私達自身の姿勢が問われる、と思います。

今後との評価結果を踏まえ、利用者を最大限尊重する質の高い福祉サービスに努めて参ります。

5 各評価項目にかかる第三者評価結果 (別紙)

各評価項目にかかる第三者評価結果

施設名:みちのくみどり学園

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		23年度第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	a	
	a	
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	a	
	b	

I-2 計画の策定

		23年度第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	a	
	a	
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
I-2-(2)-① 計画の策定が組織的に行われている。	a	
	b	

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		23年度第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確化されている。		
I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a	
	a	
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	a	
	a	

II 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

		23年度第三者評価結果
II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	II-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a
	II-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	a
	II-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	非該当

II-2 人材の確保・養成

		23年度第三者評価結果
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
	II-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	b
	II-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	c
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a
	II-2-(2)-② 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	a
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b
	II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	b
	II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	b
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
	II-2-(4)-① 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	a
	II-2-(4)-② 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	b

II-3 安全管理

		23年度第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。		
	II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a
	II-3-(1)-② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	b

II-4 地域との交流と連携

	23年度第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。 II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。 II-4-(1)-③ ボランティアを受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
	a
	a
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	
II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。 II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a
	a
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。	
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a
	a

III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

	23年度第三者評価結果
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	
III-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつたための取り組みを行っている。 III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a
	a
III-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。	
III-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。 III-1-(2)-② 利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	a
	a
III-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
III-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。 III-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。 III-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a
	a
	a

III-2 サービスの質の確保

		23年度第三者評価結果
III-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
	III-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a
	III-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	a
	III-2-(1)-③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	a
III-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	III-2-(2)-① 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	C
	III-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	C
III-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	III-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a
	III-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	C
	III-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a

III-3 サービスの開始・継続

		23年度第三者評価結果
III-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	III-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a
	III-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a
III-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
III-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。		a

III-4 サービス実施計画の策定

		23年度第三者評価結果
III-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	III-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a
	III-4-(1)-② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	a
III-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	III-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	a
	III-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a

付加基準(児童養護施設版)

A-1 利用者の尊重

	23年度第三者評価結果
1-(1) 利用者の尊重	
A-1-(1)-① 子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治会活動等)を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
A-1-(1)-② 施設の行う援助について事前に説明し、子どもが主体的に選択(自己決定)できるように支援している。	a
A-1-(1)-③ 多くの生活体験を積ませる中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通じて、健全な自己の成長や問題解決力を形成できるように支援している。	a
A-1-(1)-④ 多くの人たちとのふれあいを通じて、子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援している。	a
A-1-(1)-⑤ 子どもの発達に応じて、本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせている。	a
A-1-(1)-⑥ 体罰を行わないよう徹底している。	a
A-1-(1)-⑦ 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
A-1-(1)-⑧ 子どもや保護者の思想や信教の自由は、他の子どもや保護者の権利を妨げない範囲で保障されている。	a

A-2 日常生活支援サービス

	23年度第三者評価結果
2-(1) 援助の基本	
A-2-(2)-① 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に個々の子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っている。	a
A-2-(1)-② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a
2-(2) 食生活	
A-2-(2)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を払っている。	b
A-2-(2)-② 子どもの生活時間にあわせた食事の時間が設定されている。	a
A-2-(2)-③ 発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行っている。	a
2-(3) 衣生活	
A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供している。	a
A-2-(3)-② 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように援助している。	b
2-(4) 住生活	
A-2-(4)-① 居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮したものになっている。	b
A-2-(4)-② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう援助している。	b
2-(5) 衛生管理、健康管理、安全管理	
A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理できるよう支援している。	a
A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a

2-(6) 問題行動に対しての行動		
A-2-(6)-① 子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に適切に対応している。 A-2-(6)-② 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。 A-2-(6)-③ 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。	a	
2-(7) 自主性、自律性を尊重した日常生活		
A-2-(7)-① 行事などのプログラムは、子どもが参画しやすいように計画・実施されている。 A-2-(7)-② 休日等に子どもが自由に過ごせるよう配慮している。 A-2-(7)-③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。 A-2-(7)-④ 子どもが友人や地域との関係を深められるよう支援している。	a	
2-(8) 学習支援、進路指導等		
A-2-(8)-① 学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている。 A-2-(8)-② 学習を卒業する子どもの進路について、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう援助している。 A-2-(8)-③ 職場実習や職場体験等の機会を通じて、社会経験の拡大に取り組んでいる。 A-2-(8)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a	
2-(9) メンタルヘルス		
A-2-(9)-① 被虐待児など心理的なケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a	
2-(10) 家族とのつながり		
A-2-(10)-① 児童相談所等と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制づくりができている。 A-2-(10)-② 子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰省などを積極的に行っている。	a	
		b